

令和4年度

# 練馬区の福祉人材 資格取得助成事業



## ■ 介護職員 初任者 研修受講料助成

最大8万円（受講料の9割）

- ① 介護職員初任者研修を修了
- ② 研修修了日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**研修修了日以後6か月以上**継続している  
※登録ヘルパーにあつては、さらに従事時間が**90時間**を超えている

## ■ 介護職員 実務者 研修受講料助成

最大10万円（受講料の9割）

- ① 介護職員実務者研修を修了
- ② 研修修了日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**研修修了日以後6か月以上**継続し、かつ従事した日数が**90日以上**ある

## ■ 介護福祉士 資格取得費用助成

受験手数料と登録手数料の全額

（第34回試験の場合：18,380円）（3,320円）

- ① 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けた
- ② 介護福祉士登録日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**介護福祉士登録日以後6か月以上**継続し、かつ従事した日数が**90日以上**ある

### 注意事項

※**いずれの助成も、予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。ご了承ください。**

※**いずれの助成も①～③の要件を全て満たす方が対象です。**他に助成を受けている方は申請できません。

※②の要件は、研修修了日（介護福祉士登録日）時点ですすでに対象の事業所に就労している場合、要件を満たしているものとします。

※令和4年3月31日までに改正前の要綱の要件を満たした方で、令和4年4月1日時点で申請期限を経過していない方は、経過措置が適用されます。詳細はチラシ裏面または事業のご案内をご覧ください。

※**申請期限は要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。期限を過ぎた場合には受付できません。**

※助成金交付翌年度の7月頃、練馬区より「資格取得後の就労状況」に関するアンケートをお送りします。回答の上、ご返送ください。

### 受付・問合せ

申請方法など詳しくは、事業のご案内をご覧ください。事業のご案内、申請書等は練馬区ホームページからダウンロードできるほか、下記担当部署で配布しています。

#### 【申請書・事業のご案内等のダウンロード】

介護サービス事業所職員 (<http://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/joseiseido/>)

障害福祉サービス事業所職員 (<http://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/josei/>)

【担当部署（申請書提出先）】 ☎176-8501 住所：練馬区豊玉北6-12-1

介護サービス事業所職員

➡高齢社会対策課 計画係（区役所 西庁舎3階）電話：03(5984)4584

障害福祉サービス事業所職員

➡障害者サービス調整担当課 事業者支援係（区役所 西庁舎1階）電話：03(5984)2825

# 資格取得助成事業要綱改正に伴う経過措置について

令和4年4月1日より、資格取得助成事業の要綱が下記のとおり改正されます。

	改正前	改正後
初任者研修	助成金の交付申請時において、区内の介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に、介護職員または障害福祉サービス職員として就労しており、その就労期間が介護職員初任者研修課程の修了後 <b>3か月以上</b> 継続していること。 ただし、非定型的パートタイムヘルパーにあつては、従事時間が通算して <b>45時間</b> を超えている場合に限る。	助成金の交付申請時において、区内の介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に、介護職員または障害福祉サービス職員として就労しており、その就労期間が介護職員初任者研修課程の修了後 <b>6か月以上</b> 継続していること。 ただし、非定型的パートタイムヘルパーにあつては、従事時間が通算して <b>90時間</b> を超えている場合に限る。
実務者研修・介護福祉士	助成金の交付申請時において、区内の介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に、介護職員または障害福祉サービス職員として就労しており、その就労期間が介護職員実務者研修課程の修了後（介護福祉士登録日以後） <b>3か月以上</b> 継続し、かつ、従事した日数が <b>45日以上</b> あること。	助成金の交付申請時において、区内の介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に、介護職員または障害福祉サービス職員として就労しており、その就労期間が介護職員実務者研修課程の修了後（介護福祉士登録日以後） <b>6か月以上</b> 継続し、かつ、従事した日数が <b>90日以上</b> あること。

令和4年4月1日以降の申請については、上表の「改正後」に記載する就労期間および従事日数（従事時間）が要件となります。要件を満たした後、**改正後の申請書にて**ご申請ください。

ただし、**経過措置**として、令和4年3月31日までに改正前の要件を満たし、令和4年4月1日時点で申請期限を経過していない方については、改正前の要件を適用し申請することができます。**経過措置の適用を受ける場合には、改正前の申請書にて**ご申請ください。

## 申請に係るフローチャート（実務者研修受講料助成金の場合）

令和4年3月31日までに「研修修了日以後3か月以上かつ45日以上就労」の要件を満たした

はい

いいえ

令和4年4月1日時点で申請期間内（研修修了日以後3か月以上かつ45日以上就労をした日の翌日から3か月以内）にある

改正後の要綱が適用されます。研修修了日以後6か月以上かつ90日以上就労した日の翌日から3か月以内が申請期間です。改正後の申請書でご申請ください。

はい

いいえ

経過措置が適用できます。経過措置の適用を受ける場合は、改正前の申請書を使用し、改正前の要件を満たした日の翌日から3か月以内にご申請ください。

申請期限を経過しているため、申請できません。改正後の要件（研修修了日以後6か月以上かつ90日以上就労）を満たした場合でも申請はできません。